

少年の非行問題について



鹿児島西警察署

生活安全課少年係

関信義

■少年非行の現状と課題

本県の少年非行情勢は、ここ数年、刑法犯少年、不良行為少年ともに減少しているものの、再犯者率（刑法犯少年全体に占める再犯者の割合）は増加傾向にあります。（別表参照）

別表

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
刑法犯総数(人)	3,334	3,224	3,012	3,322	3,097	2,937	3,045	2,798	2,430	2,426
成人	2,273	2,277	2,277	2,463	2,342	2,244	2,428	2,233	1,978	2,063
少年	1,061	947	947	859	755	693	617	565	452	363
少年比率(%)	31.8	29.4	29.4	25.9	24.4	23.6	20.3	20.2	18.6	15.0
不良行為少年	18,235	17,603	17,603	15,422	11,915	7,655	6,251	5,331	4,056	3,191
初犯	767	707	707	642	567	507	461	404	306	236
初犯者率(%)	72.3	74.7	74.7	74.7	75.1	73.2	74.7	71.5	67.7	65.0
再犯	294	240	212	217	188	186	156	161	146	127
再犯者率(%)	27.7	25.3	25.0	25.3	24.9	26.8	25.3	28.5	32.3	35.0

引きや自転車盗など、動機が比較的単純で犯行が容易な犯罪を指す）や不良行為（喫煙、深夜徘徊、不良交友など）を繰り返すうちに、罪悪感が薄れて、より悪質・重大な犯罪に手を染めてしまうところには大きな問題があります。

■初発型非行の防止

再犯の原因となる初発型非行や不良行為をさせないために、子どもたちの規範意識の醸成を図る必要性があることから、県警では学校と連携して、非行防止の一環として警察官と教師が協働して行う授業、TT（チームティーチング）教室を実施しています。

■非行防止への取り組み

子どもたちの規範意識を高めるために、保護者や教師は、よりよい社会を築くための生き方や自分が社会にどう貢献できるかを考えさせることが重要となります。

一方警察は、犯罪の予防・検挙を通じて、個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持を図るといふ、教育機関とは異なる目的を有する行政機関です。非行防止教室などを通じて刑罰法令に触れる行為を犯さないようにすることを教えることが重要だと考えます。警察が行う非行防止教室は、広い意味で言えば

「道徳」に含まれるともいえませんが、その中でも社会において最も基盤となる刑罰法令に触れないことの重要性を理解してもらうことに意義があります。

平成23年度から実施しているTT教室は、制服の警察官が担任の先生と協力し合い、子どもたちに法律の規定や刑罰の重さの他、被害者や保護者の心情、被害者が受ける損害の大きさやそれを取り戻すための労力の大変さなどを教え、それを自分たちで一生懸命考えることで、法律等を守ることも大切さを理解してもらうというメリットがあります。

TT教室をしていますと、ときに子どもたちから「こんなことでも犯罪になるんだ」、「これくらい良いのではないか」といった答えが返ってきたとき、これくらいのは常識として知っているだろうということを知らないことに驚かされることがあり、非行防止教室の大切さを痛感させられます。

しかし、いくら規範意識を向上させるとはいっても、単に万引きや自転車盗などが犯罪であり、犯罪を犯せば処罰されるんだと「覚えさせる」だけでは意味はなく、この行為をすることでどのような結果が待っているのか、誰に迷惑がかかるのか、誰が悲しむのか、考える力、「想像する力」を養い、自己決定として、法やルールの背景にある価値観や意義を理解し、受け止めるようになることが大変重要であると考えています。

昔は、「人の物を盗ってはいけない」、「弱い者をいじめてはいけない」等と、親から厳しく言われ、外で悪いことをすれば、よその家の子どもであるうが、我が子であるうが関係なく、地域の大人から怒られていました。



中学校での非行防止教室の一コマ

室も大切ではありませんが、及ぶ力に限界があります。昔のように、親が子どもを叱ること、地域で少年を見守る気運を醸成することで、社会全体の非行防止機能が高まることを願うところです。